

岩崎純一学術研究所

所員規程

第1章 総則

(本規程に定める事項)

第1条 本規程は定款に基づき、入所手続、会費、分科部局への所属、その他所員に関する事項を定める。

第2章 所員

(入所手続及び条件)

第2条 定款第8条第1項に定める所員として本所に入所しようとする者は、別途規定の書面又は電磁的記録（電子メール可）をこの団体に提出し、所長の許可を得なければならない。

2 入会手続きに不安や困難等を抱える児童又は発達障害・知的障害・言語障害等を有する者（潜在的な会員資格保持者）については、当人の入所の意志が確認できる限り、保護者が当人に代わって第2条第1項の書面又は電磁的記録の提出を行い、幹部所員会の承認を受けた場合、当人が所員となることができる。

第3章 任意退所及び除名

(任意退所及び除名)

第3条 所員の任意退所及び除名については、定款第11条から第13条に定める通りとす

る。

(所員不適合者)

第 4 条 以下の各号の 1 つ以上を満たす者は、この団体の所員となることができず、入所後にその事実が判明した場合はただちに除名処分とする。

- (1) 違法な活動をおこなっているか又は危険な性質を有する個人・団体
- (2) 宗教法人を含む宗教団体に属する者又は政治思想団体等に属する者のうち、反社会的活動に従事する者
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する者
- (4) その他この団体又は社会に多大な損害を与えるところの団体が認める者

第 4 章 所 費

(会費)

第 5 条 この団体は、団体の性質上、所長又は幹部所員会の承認がある限り、所費制度を設けない。

- 2 所長又は幹部所員又は監事を除く一般の所員は、各回の会議において個人として自身の交通費・食費等の実費のみを負担し、研究所の管理・運営（定款等の規約、名簿、幹部所員会・所員総会、ウェブサイト等の管理・運営等）にかかる費用は所長が負担する。
- 3 ただし、幹部所員会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合等、必要ある時は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うため、所費制度を新設する。

第 5 章 分科部局の設置

(分科部局の設置)

第 6 条 所員は、定款第 6 条に定める任意の分科部局の設置を所長に対し要請し、当該分科部局で活動することができる。

- 2 所員は、所費の負担なくして上記第 1 項を認められる。
- 3 ただし、幹部所員会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合等、必

要ある時は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する所費制度に応じて、第2項の変更を所員総会において検討する。

第6章 所員の責任

(所員の責任)

第7条 本所と所員との間に交わされる契約は、本所の一般社団法人への移行が議決されない限り、民法667条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合又は権利能力なき社団としての本所の扱いの範囲を逸脱することはないものとする。従って、幹部所員及び監事以外の所員は、本所に対し法律上の一般社団法人の社員と同等の責任を負うことはなく、幹部所員及び監事のみが本所に対し有限責任又は無限責任を負う。

平成26年1月1日 起筆

平成26年8月9日 案公開

平成27年7月27日 臨時所員総会承認

平成27年7月30日 施行

平成28年9月12日 改定

平成30年6月2日 改定